

# 高齢者のための福祉ガイド《令和3年度 要約版》

## 生活を支援するサービス

### ■緊急通報装置（ふれあい安心電話）貸与事業

概ね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみ世帯及びそれに準ずる世帯の不安を軽減し、緊急時の連絡体制を確保するため、緊急通報装置を貸与します。

- ・利用料 生活状況及び所得税課税状況等により、費用を負担いただく場合があります。（生活保護世帯・所得税非課税世帯は無料）

### ■寝具類洗濯サービス事業

自力で寝具の衛生管理が困難な65歳以上の方、高齢者のみ世帯及びそれに準ずる世帯の一人暮らしや寝たきり、重度身体障がい者の方の寝具類の洗濯を行います。

（市民税非課税世帯のみ）

- ・実施回数 年3回（7・11・2月）
- ・利用料 料金の一割を負担していただきます。（30～280円）

### ■軽度生活援助事業

#### ①日常生活の支援

概ね65歳以上の方の一人暮らしや65歳以上の方のみの世帯などに、介護保険制度に含まれない軽易な日常生活のサービスを提供します。

- ・支援内容 家屋内の整理整頓、家周りの手入れ、簡単な修理・修繕  
冬囲い設置・取り外し、障子貼りなど。
- ・利用回数 月1回 1回2時間まで 障子貼り等は 2面まで
- ・利用料 市民税非課税世帯 100円/時間  
市民税課税（均等割）世帯 200円/時間  
市民税課税（所得割）世帯 300円/時間  
※生活保護世帯無料

ただし、作業時間が1時間を超えた場合は、30分ごとに課税区分に応じた金額の半額を加算します。

※上記の利用回数、時間数を超えた利用がある場合の利用料、及び材料費等の実費は自己負担となりますので、実施機関であるシルバー人材センターにお支払ください。

#### ②除雪支援

概ね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯や身体に障がいのある方で、自力で除雪ができない世帯の出入口、玄関から道路までの通路の確保の除雪をします。

- ・支援内容 出入口の確保のための除雪
- ・利用料 市民税非課税世帯 1回の利用で1時間あたり100円  
市民税課税（均等割）世帯 1回の利用で1時間あたり200円  
市民税課税（所得割）世帯 1回の利用で1時間あたり300円

### ■訪問理美容サービス事業

概ね65歳以上の要介護高齢者等で、理・美容院に出向くことが難しい方へ、理・美容業者が出張します。

- ・利用料 理・美容代の実費を負担いただきます。（出張費 市負担）
- ・実施機関 市内の理・美容組合加入店

### ■日常生活用具給付事業

65歳以上の一人暮らしの方に、介護保険制度で給付されない、容易に使える日常生活用具（電磁調理器等）を給付します。

- ・利用料 生活状況及び所得税課税状況等により、費用を負担いただく場合があります。（生活保護世帯・所得税非課税世帯は無料）

## ■外出支援サービス事業（本荘地域以外）

概ね65歳以上で身体状況（要介護4・5程度）あるいは精神状況により、一般の公共交通機関を利用することが困難な方を対象として、居宅と医療機関との間を送迎するサービスを提供します。（民間の介護タクシー等他の交通機関による移動手段がある場合は、利用できません。）

- ・利用回数 月2回まで
- ・利用料 無料
- ・実施機関 由利本荘市社会福祉協議会

## 介護予防を支援するサービス

### ■食の自立支援事業（配食サービス）

概ね65歳以上の方の一人暮らしなどの家庭で、心身状況により食生活（買い物、火気管理、調理など）に支障があり、安否確認が必要な方に、配達員が栄養バランスのとれた食事をお届けすると共に、利用者の方の生活状況等を確認いたします。

- ・配達回数 週3回（月・水・金）夕食時
- ・利用料 1食当たり400円（市民税非課税世帯300円）
- ・実施機関 キッチンわかば ～本荘・矢島・由利・大内・東由利・西目・鳥海地域  
久盛会（広洋苑）～岩城地域

### ■生活管理指導短期宿泊事業

概ね65歳以上の方を、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等の空きベッドに一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うなどし、身体及び精神の安定を図ります。

- ・入所期間 原則として7日以内
- ・利用料 1日 380円（生活保護世帯は無料）＋食材費等
- ・実施施設 養護老人ホーム寿荘、特別養護老人ホーム萬生苑、  
特別養護老人ホーム白百合苑、大内さつき会指定短期入所生活介護事業所

### ■地域ミニデイサービス事業

市民が自主的に町内会館などを利用して行う、高齢者の方が気軽に集う活動を支援するため、補助金制度を設けています。

- ・申請対象 市内の町内会、自治会、またはその連合会
- ・申請対象経費 ①地域協力員に対する謝礼の年間総額の3分の2  
②その他実施に必要な報償費、消耗品費  
（交付金①＋②＝上限40万円）  
③実施初年度に限り、備品購入費、集会施設の軽微な修繕費など  
（上限10万円）

## 家族介護を支援するサービス

### ■家族介護手当支給事業

寝たきりや重度の認知症の高齢者等を、6カ月以上家庭で介護している家族の方に、介護手当を支給します。

- ・支給額 30,000円
- ・支給回数 年2回（9月・3月）

### ■家族介護者交流事業

寝たきりや認知症の65歳以上の方を在宅で介護している家族の方を対象に、日帰り研修等で参加者同士が話し合いや交流をしながら、心身をリフレッシュしていただきます。

- ・利用料 無料
- ・実施機関 由利本荘市社会福祉協議会

## ■家族介護教室事業

在宅の寝たきりや認知症の65歳以上の方を介護している家族の方を対象に、食事・入浴・排泄などの介助・日常生活上のお世話の方法や、介護者の健康づくりについて学んでいただく介護教室を開催します。

- ・利用料 実費負担の場合あり
- ・実施機関 由利本荘市社会福祉協議会、荘和会、本荘久寿会、久盛会

## ■家族介護用品支給事業（紙おむつ等の支給）

在宅の要介護4・5の65歳以上の方あるいは、要介護認定を受けていない場合であっても同程度の状態であると認められる方を介護している家族の方に、介護用品を支給します。

- ・支給額 月額5,000円を上限とします（超過分は自己負担）
- ・支給要件 市民税非課税世帯の方  
申請日より30日以前の間、介護保険施設・医療機関等に15日以上入院・入所していないこと

## ■要介護者に係る指定ごみ袋支給事業（指定ごみ袋の支給）

4月1日現在で在宅の要介護4・5の方がいる世帯に、指定ごみ袋（可燃45リットル）を支給します。

- ・支給枚数 1人につき年100枚
- ・支給要件 4月1日において要介護度4・5の方がいる世帯  
申請日より30日以前の間、介護保険施設・医療機関等に15日以上入院・入所していないこと

## 明るい老後と生きがい対策

### ■高齢者祝金給付事業

満88歳・満100歳の方へ長寿のお祝い金を差上げます。

- ・祝金額 満88歳の方 1万円  
満100歳の方 10万円

### ■敬老会の開催

高齢者を敬い一日楽しく過ごしていただく会として、地区ごとに敬老会を開催します。

- ・対象 4月1日現在満75歳以上の方

### ■老人クラブへの補助・助成

由利本荘市老人クラブ連合会の事業に助成しています。

### ■高齢者健康づくり促進事業

#### （入湯料等割引券）

高齢者や身体に障がいのある方に、市内の温泉等施設の利用割引券を差上げます。

- ・対象 満70歳以上の方・満65歳以上の身体障害者手帳所持者（4月1日現在）
- ・配布枚数 年度間10枚（1回100円割引券）
- ・対象施設 〔本荘地域〕 温泉休養施設「鶴舞温泉」、  
石脇地区コミュニティセンター「ぱいんすば新山」  
大手門温水プール「遊泳館」  
〔矢島地域〕 老人福祉センター「寿康苑」  
〔岩城地域〕 岩城温泉「港の湯」、  
高齢者コミュニティセンター「伝兵衛湯荘」  
〔由利地域〕 ゆりの里交流センター「ゆりえもん」  
〔大内地域〕 「ぼぼろっこ」、かすみ温泉、小羽広館  
〔東由利地域〕 黄桜温泉「湯楽里」  
〔西目地域〕 ふるさと交流センター「かしわ温泉」、にしめ湯っ娘ランド  
〔鳥海地域〕 休養宿泊施設「鳥海荘」、フォレスト鳥海  
※どの地域の施設も利用できます。

## (はり、きゅう、マッサージ施術費助成券)

高齢者の健康保持、増進のため、指定施術所の施術助成券を差し上げます。

- ・対象 満65歳以上の方(4月1日現在)
- ・配布枚数 年度間3枚(1回1,000円助成券)
- ・指定施術所〔本荘地域〕 御門治療院、中央鍼療院、新山鍼灸院、すこやか治療院  
打矢治療院、長田治療院、飛鳥治療院  
ひきじ町はり・きゅう院、鷹谷鍼灸院、かまだ鍼灸院  
治療院やすらぎ倅房、わかば鍼灸マッサージ院  
整骨院green-room本荘
- 〔矢島地域〕 黒木治療院、三船針灸院
- 〔大内地域〕 齊藤マッサージ治療院、ハレルヤ治療院
- 〔岩城地域〕 岩城はりきゅう治療院、はりきゅうハマナシ治療院
- 〔にかほ市〕 林治療院、治療院にかほ、治療室ショコラ
- 〔秋田市〕 皇漢堂鍼灸院
- 〔横手市〕 小松田治療院、恒心はりきゅう院
- 〔大仙市〕 門井治療院
- 〔羽後町〕 鍼灸飯塚治療所

※どの地域の施術所も利用できます。

### ≡ お気軽にご相談ください ≡

高齢者のみなさんやその家族、近所に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。

地域包括支援センター(基幹センター)	☎24-6345
北部地域包括支援センター	☎74-6888
中央地域包括支援センター	☎24-6324
南部地域包括支援センター	☎74-4150

その他のお問い合わせは

高齢者支援班(高齢者福祉関係)	☎24-6322
介護班(介護保険関係)	☎24-6323